

標準仕様書改正対応表

#	改正・要望内容				標準仕様書改定内容										(団体名)ご意見		
	改正年度	施行日	分類	改正・要望内容	標準仕様書への反映	仕様書分類					要件No	要件名	要件 (変更前)	要件 (変更後)		標準仕様書見直し不要の理由	備考
						機能要件	帳票要件	印字項目・諸元表	帳票レイアウト	業務フローツリー図							
1. 税制改正による標準仕様書見直し																	
1	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	中小企業者等に係る軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用期限を2年延長する。 あわせて、償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした特例措置を創設する。本特例措置は現下の経済情勢を踏まえた対応であること、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、2年間の時限的な措置とする。 【R5与党大綱_P12】 (1)	-	●						5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産）	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。	
2	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。 【R5与党大綱_P46】 (1)	-	●						5.1.2.	非課税類型マスタ	固定資産税について、非課税の種類ごとに非課税関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。  <非課税関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・対象年度 ・非課税期間 ・備考	変更なし	非課税についてマスタ管理できることとしているため、対応不要。	
3	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講ずる。 【R5与党大綱_P46】 (2)	-	●						3.1.24.	償却資産評価情報管理	償却資産の評価額・決定価格・課税標準額の算出ができること。	変更なし	課税標準額の算出ができることを要件化しているため、対応不要。	
4	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	長寿化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。  ①...大規模修繕工事が完了した年の翌年度分の当該マンションの家屋に係る固定資産税額（1戸当たり100㎡相当分までに限る。）の3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額する。… 【R5与党大綱_P47】 (3)	-	●						5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。	

5	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を前提に、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が、道路運送高度化事業により、一定の電気自動車を導入するための充電設備等の償却資産を取得した場合で、当該事業者が地域公共交通計画で市町村が位置つけた路線のうち電気自動車が導入される営業所において運行する路線を継続して運行することが道路運送高度化実施計画で担保された場合に限り、当該充電設備等及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電に要する土地を含む。）に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の1とする特例措置を令和10年3月31日まで講ずる。 【R5与党大綱_P.47】（4）	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。			
6	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	政府の補助を受けて取得した一定の燃料電池自動車用水素充填設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 ① 取得価額が5億円以上の燃料電池自動車用水素充填設備について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1（現行：4分の3）とする。 ② 取得価額が1億5,000万円以上5億円未満の燃料電池自動車用水素充填設備について、課税標準を最初の3年間価格の6分の5（現行：4分の3）とする。 【R5与党大綱_P.48】（1）	-	●						5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
7	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	令和5年度分及び令和6年度分の平成28年熊本地震による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を引き続き適用できることとする。 【R5与党大綱_P.48】（2）	-	●						5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

8	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	平成28年熊本地震により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税については、被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を引き続き適用できることとする。 【R5与党大綱_P.48】(3)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
9	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	平成28年熊本地震により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税については、被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を引き続き適用できることとする。 【R5与党大綱_P.48】(4)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
10	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	令和5年度分及び令和6年度分の平成30年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を引き続き適用できることとする。 【R5与党大綱_P.48】(5)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

11	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	平成30年7月豪雨により滅失・損壊した家屋に代わるものとして一定の被災地域内で令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得等をした家屋に係る固定資産税及び都市計画税については、被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置を引き続き適用することとする。 【R5与党大綱_P48】(6)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理(設定・保持・修正)できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 (例:前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度(全部で4年度分)をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。)  <特例関連情報> ・対象となる税目(固定資産税) ・対象資産(土地・家屋・償却資産) ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
12	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	令和5年度分及び令和6年度分の令和2年7月豪雨による被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税については、被災住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置を引き続き適用することとする。 【R5与党大綱_P49】(7)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理(設定・保持・修正)できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 (例:前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度(全部で4年度分)をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。)  <特例関連情報> ・対象となる税目(固定資産税) ・対象資産(土地・家屋・償却資産) ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
13	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正を前提に、同法に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業者が政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、再構築協議会(仮称)を通じて合意が得られた鉄道事業再構築事業を対象に加える等の措置を講じた上、その適用期限を1年延長する。 【R5与党大綱_P49】(8)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理(設定・保持・修正)できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 (例:前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度(全部で4年度分)をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。)  <特例関連情報> ・対象となる税目(固定資産税) ・対象資産(土地・家屋・償却資産) ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
14	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	鉄軌道の市街化区域内のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用対象区域に箕面市を加える。 【R5与党大綱_P49】(9)	-	●					5.1.2.	非課税類型マスタ	固定資産税について、非課税の類型ごとに非課税関連情報を管理(設定・保持・修正)できること。  <非課税関連情報> ・対象となる税目(固定資産税) ・対象資産(土地・家屋・償却資産) ・名称 ・対象年度 ・非課税期間 ・備考	変更なし	非課税についてマスタ管理できることとしているため、対応不要。		

15	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 ① 都市再生特別措置法施行令の改正を前提に、特別区以外の事業区域面積の要件を0.5ha以上（現行：原則1ha以上）に引き下げる。 ② 対象となる民間都市再生事業計画の認定要件のうち複合用途要件について都市の競争力強化に資する一定の機能を加える。 【R5与党大綱_P.49】（10）	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
16	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	鉄道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた鉄道施設等の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。 ① 政府の補助を受けて実施するラーメン橋台の耐震補強工事によって新たに取得した一定の償却資産を対象に加える。 ② 上記①以外の償却資産を対象から除外する。 【R5与党大綱_P.49】（11）	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
17	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。 【R5与党大綱_P.49】（12）	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

18	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P49】 (13)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
19	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得した農林漁業者等の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P50】 (14)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
20	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する地域福利増進事業を実施する者が当該事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P50】 (15)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
21	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P50】 (16)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

22	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	都市再開発法に規定する市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P.50】 (17)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
23	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。 【R5与党大綱_P.50】 (18)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
24	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に基づくシェアサイクル事業のうち、都市再生特別措置法に規定する立地適正化計画の都市機能誘導区域内において新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P.50】 (19)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

25	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P50】 (20)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
26	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	鉄道事業者が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P50】 (21)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
27	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	鉄道事業者が取得した新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P50】 (22)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

28	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	<p>都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に対して、次の措置を講ずる。</p> <p>① 鉄軌道事業者又は一定の第三セクター若しくは独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が取得した駅施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>② 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が整備した線路設備等のうち市街化区域のトンネルに係る固定資産税の非課税措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>【R5与党大綱_P50】 (23)</p>	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	<p>固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。</p> <p>（例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）</p> <p>&lt;特例関連情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる税目（固定資産税）</li> <li>・対象資産（土地・家屋・償却資産）</li> <li>・課税標準特例、税額特例の別</li> <li>・名称</li> <li>・特例率</li> <li>・対象年度</li> <li>・軽減期間</li> <li>・備考</li> </ul>	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
29	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	<p>鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設等を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。</p> <p>【R5与党大綱_P51】 (24)</p>	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	<p>固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。</p> <p>（例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）</p> <p>&lt;特例関連情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる税目（固定資産税）</li> <li>・対象資産（土地・家屋・償却資産）</li> <li>・課税標準特例、税額特例の別</li> <li>・名称</li> <li>・特例率</li> <li>・対象年度</li> <li>・軽減期間</li> <li>・備考</li> </ul>	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
30	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	<p>整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社等より譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を8年延長する。</p> <p>【R5与党大綱_P51】 (25)</p>	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	<p>固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。</p> <p>特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。</p> <p>（例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）</p> <p>&lt;特例関連情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる税目（固定資産税）</li> <li>・対象資産（土地・家屋・償却資産）</li> <li>・課税標準特例、税額特例の別</li> <li>・名称</li> <li>・特例率</li> <li>・対象年度</li> <li>・軽減期間</li> <li>・備考</li> </ul>	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

31	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾において、港湾運営会社が、国の無利子資金の貸付け又は補助を受けて取得した一定の荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P51】 (26)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
32	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	特定貨物輸入拠点港湾において、特定貨物取扱埠頭の整備を図るため、港湾管理者が作成する特定利用推進計画の一定の事業を実施する者が、政府の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P51】 (27)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
33	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき、地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。 【R5与党大綱_P51】 (28)	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の種類ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

34	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された既存家屋（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったもの及び住宅を除く。）について、政府の補助を受けて、耐震基準に適合させるよう改修工事を行い、その旨を市町村に申告した場合に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を3年延長する。 【R5与党大綱_P51】（29）	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
35	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域において、国の無利子資金の貸付けを受けて改良された港湾法に規定する特別特定技術基準対象施設である護岸、岸壁及び物揚場に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。 【R5与党大綱_P52】（30）	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
36	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用対象となる事業者の範囲を見直した上、その適用期限を1年延長する。 【R5与党大綱_P54】（1）	-	●					5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

37	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、基盤技術研究円滑化法に規定する業務に係るものを対象から除外するとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第2号に規定する業務に係るものに関し、規定の簡素化の観点から、所要の規定の整備を行う。 【R5与党大綱_P54】 (2)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
38	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する特定都市再生緊急整備地域において、一定の認定事業により取得した公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、認定事業の要件のうち整備される家屋の延べ面積要件を75,000㎡以上（現行：50,000㎡以上）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。 【R5与党大綱_P54】 (3)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
39	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	鉄道事業者が取得した新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の鉄道事業者が取得した新造車両に係る環境性能要件を見直した上、その適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P54】 (4)	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		

40	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	政府の補助を受けて新築された一定のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、床面積要件の上限を160㎡以下（現行：180㎡以下）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。 【R5与党大綱_P54】（5）	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
41	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得した事業用施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。 【R5与党大綱_P55】（6）	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
42	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	平成28年熊本地震により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得等をした償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。 【R5与党大綱_P55】（7）	-	●				5.1.1.	特例類型マスタ管理	固定資産税について、特例の類型ごとに特例関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。 特例率について、必要に応じて対象年度内の年度ごとに異なる特例率を設定できること。 （例：前半の2年度分は特例率1/2、後半の2年度分は特例率1/4といったケースでは、各年度（全部で4年度分）をそれぞれ1/2、1/2、1/4、1/4と設定できること。）  <特例関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・課税標準特例、税額特例の別 ・名称 ・特例率 ・対象年度 ・軽減期間 ・備考	変更なし	特例類型を管理できることを要件化しているため、対応不要。		
43	令和5年度	令和5年4月1日	制度改正	博物館法の改正に伴い、改正後の同法の規定により登録を受けた博物館のうち公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人が設置するものに係る固定資産税及び都市計画税について、引き続き非課税とする措置を講ずる。 【R5与党大綱_P56】（1）	-	●				5.1.2.	非課税類型マスタ	固定資産税について、非課税の類型ごとに非課税関連情報を管理（設定・保持・修正）できること。  <非課税関連情報> ・対象となる税目（固定資産税） ・対象資産（土地・家屋・償却資産） ・名称 ・対象年度 ・非課税期間 ・備考	変更なし	非課税についてマスタ管理できることとしているため、対応不要。		

